

## 母子生活支援施設の活用

## 1. 都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月12日発出）

## ○母子生活支援施設の体制整備・活用促進について（策定要領項目（3））

母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性がある。こうした特性を踏まえ、各都道府県においては、DV被害に限らず、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討すること。

## ○母子生活支援施設について（策定要領項目（9））

従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念とともに、令和4年改正児童福祉法により、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を制度に位置付けたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する。

## 2. 府の現状と取組方針

## ○母子生活支援施設実態調査より（R5.4.1 時点）

※R6.2 に大阪府社会福祉協議会母子施設部会と共同で実施。

## ・入所者

## 《母》

入所者数	10代	20代	30代	40代	50代	平均年齢
210	1	60	81	56	12	35.2

## 《子》

入所者数	年齢区分					
	0～2歳	3～5歳	小学校	中学校	高校	義務教育終了後
340	69	95	128	28	19	1

• 平均措置自治体数

府内	府外
19.3	5.9

• 入所理由

配偶者等（夫・前夫・内夫）からの暴力	親族からの虐待	生活困窮	住居なし・住居困難	養育困難	ストーカ―被害	家庭環境不良
148	11	24	46	9	1	15

※複数回答可（総数 254）

• 障害者手帳の有無

上段：人数／下段：割合

	身体障害者手帳		精神障害者保健福祉手帳		療育手帳		その他障がい	
	○	△	○	△	○	△	○	△
母	2	0	35	20	12	22	1	1
	0.9%	-	16.7%	9.5%	5.7%	10.5%	0.5%	0.5%
子	3	0	7	18	29	27	1	10
	0.9%	-	2.1%	5.3%	8.5%	7.9%	0.3%	2.9%

※○：手帳を所持している

△：手帳はないが可能性がある

• 医療的ケアを必要とする世帯

上段：人数／下段：割合

	通院		心理療法	服薬
		うち同行支援		
母	87	26	84	73
	41.4%	12.4%	40.0%	34.8%
子	53	24	74	31
	15.6%	7.1%	21.8%	9.1%

（取組み方針）

- DV被害に限らず、虐待リスク、障がい特性による課題、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、府と施設が協働して市町村に周知をしていく。
- 支援が必要となる状態像の者が一定数存在する中、児童養護施設等と比較して職員配置基準が少ない。また、通院・服薬等の医療的ケアを必要とする入所者が多いことから、職員配置全体や医療職配置について国に要望していく。